

(質問第百十四号) 昭和二十二年十一月十一日配付

天皇、皇后兩陛下並に皇太子殿下御巡幸に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月八日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

天皇、皇后兩陛下並に皇太子殿下御巡幸に關する質問主意書

國會開會時の今日、兩陛下並に皇太子殿下の突然の各地御巡幸に際し我々、國會議員は、參加御説明も何も出來ず民心の代表報告が出來ず御巡幸に對し万全を期し奉る事が欠ける處があると思うが、政府は各地御巡幸の陛下の御日程を或は皇太子殿下の巡幸の御日程を國會にあらかじめ、報告する親切が必要と信ずるが政府の処見を問う。

右質問に對し速かなる御答弁を要求する。